

◇===== [第 32 号] =====◇

唯契の窓 唯物論的社会契約論研究所月報

2020 年 12 月 1 日

◇=====◇

CoVID-19 の感染拡大が止まりません。今年 2 月から当月報で報じてきましたが、やはり資本主義経済の下では新型感染症への十分な対策は取りえないという事なのでしょう。当研究所が提言したように、経済のコールドスリープができていれば、今日のような事態に至ることは無かったのではないかと。

潜伏期間と自然治癒期間を含めた期間、国民の生存に必要な農水産業・水道ガス電気などの熱量インフラ・医療分野・警察消防などの治安部門・限られたマスクミ以外の全ての産業商業活動をストップし、その間国民一人当たり 10 万円を月々国が支給する。その間の利子・配当・家賃・地代などの支払いはなしにする。そうして完全に抑え込めたら、冬眠を解除して雇用関係ももとのまま経済活動を再開させることができる。資本主義では仕組み上不可能ですが。

中途半端に経済を回そうとして失われた雇用や経営などの損失と、コールドスリープの間に支出する 33 兆円を比較すれば、どちらの損失が少ないかは明らかです。何よりも人的な損失は比べ物になりません。今回 CoVID-19 の致死率が低かったことは不幸中の幸いでした。だが、次に予測されている鳥インフルエンザ由来のパンデミックでは致死率は 30% を超えるとみられています¹。このままの欠陥だらけの資本主義経済制度では人類の生存そのものが危機に瀕してしまいます。今回の CoVID-19 のパンデミックをどう教訓化するのか。経済制度の変更も含めて、真剣に考慮すべき時代に入ったのだと思います。

●===== [時事解説] =====●

現在国会で「種苗法」の改定が審議されております。既に衆議院は通過して現在参議院での審議が行われていますが、今回はこの問題について検討していきたいと思います。

まずはマスクミでもあまり報道されることの無いこの法律の改案について、概要を紹介するところから始めましょう。

正式には「種苗法の一部を改正する法律」と呼ばれるこの改定案の背景には次の三点にあるとされます²。

○近年、我が国の優良品種が海外に流出し、他国で増産され第三国に輸出される等、我が国からの輸出をはじめ、我が国の農林水産業の発展に支障が生じる

¹ 外岡立人「パンデミックアラート」<http://pandemicinfores.com/diary.html>

² 農林水産省「種苗法の一部を改正する法律案の概要」。

<https://www.maff.go.jp/j/law/bill/201/attach/pdf/index-38.pdf>

事態が生じている。

○さらに、育成者権侵害の立証には、品種登録時の種苗との比較栽培が必要とされる判決が出るなど、育成者権の活用しづらさが顕在化している。

○このため、登録品種を育成者権者の意思に応じて海外流出の防止等の措置ができるようにするとともに、育成者権を活用しやすい権利とするため、品種登録制度の見直しを図る。

つまり改定の主眼は「育成者権」の保護強化にあります。従ってこの問題を評価する基準は、「育成者権」の強化が、社会契約において社会（国）が農業従事者に対する契約の履行に資するものとなっているか否かという点におかれることになります。

では改定の内容を条文（案）に従ってみていくことにしましょう。

改定部分は多くありますが、主要な改定は第八条と第二十一条にあります。

まず第八条をみましょう。現行法の条文です。

一 従業者、法人の業務を執行する役員又は国若しくは地方公共団体の公務員（以下「従業者等」という。）が育成をした品種については、その育成がその性質上使用者、法人又は国若しくは地方公共団体（以下「使用者等」という。）の業務の範囲に属し、かつ、その育成をするに至った行為が従業者等の職務に属する品種（以下「職務育成品種」という。）である場合を除き、あらかじめ使用者等が品種登録出願をすること、従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更すること又は従業者等が品種登録を受けた場合には使用者等に育成者権を承継させ若しくは使用者等のため専用利用権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めのある条項は、無効とする。

二 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより、職務育成品種について、使用者等が品種登録出願をしたとき、従業者等がした出願の出願者の名義を使用者等に変更したとき、又は従業者等が品種登録を受けた場合において使用者等に育成者権を承継させ若しくは使用者等のため専用利用権を設定したときは、使用者等に対し、その職務育成品種により使用者等が受けるべき利益の額及びその職務育成品種の育成がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して定められる対価の支払を請求することができる。

三 使用者等又はその一般承継人は、従業者等又はその承継人が職務育成品種について品種登録を受けたときは、その育成者権について通常利用権を有する。

改定案は次の通りです。

一 （変更なし）

二 職務育成品種については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等が品種登録出願をすることを定めているときは、当該職務育成品種に係る品種登録を受ける地位は、当該使用者等が有するものとする。この場合において、従業者等は、相当の金銭その他の経済上の利益（次項において「相当の利益」という。）を受ける権利を有する。

三 前項の規定により受けるべき相当の利益の内容は、その職務育成品種の育成により使用者等が受けるべき利益の額、その育成に関連する使用者等の負担及び貢献の程度並びに従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。

四 第二項後段及び前項の規定は、契約、勤務規則その他の定めにより、職務育成品種について、使用者等が品種登録出願をしたとき（第二項の場合を除く。）、従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更したとき、又は従業者等が品種登録を受けた場合において使用者等に育成者権を承継させ若しくは使用者等のため専用利用権を設定したときについて準用する。

五 （略。旧の三）

少し長くなってしまいましたが、法文なのでご勘弁ください。この改定部分ではっきり読み取れるのは、従来品種改良（育成）によって生み出された新しい品種に関する権利について、従来はそれを成し遂げた従業員を重点に保護されたいものが、使用者（企業）に移されたということにあります。

次は第二十一条です。まず現行法。

育成者権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一 新品種の育成その他の試験又は研究のためにする品種の利用

二 登録品種（登録品種と特性により明確に区別されない品種を含む。以下この項において同じ。）の育成をする方法についての特許権を有する者又はその特許につき専用実施権若しくは通常実施権を有する者が当該特許に係る方法により登録品種の種苗を生産し、又は当該種苗を調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、若しくはこれらの行為をする目的をもって保管する行為

三 前号の特許権の消滅後において、同号の特許に係る方法により登録品種の種苗を生産し、又は当該種苗を調整し、譲渡の申出をし、譲渡し、輸出し、輸入し、若しくはこれらの行為をする目的をもって保管する行為

四 前二号の種苗を用いることにより得られる収穫物を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為

五 前号の収穫物に係る加工品を生産し、譲渡若しくは貸渡しの申出をし、譲渡し、貸し渡し、輸出し、輸入し、又はこれらの行為をする目的をもって保管する行為

2 農業を営む者で政令で定めるものが、最初に育成者権者、専用利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種（以下「登録品種等」と総称する。）の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品には及ばない。ただし、契約で別段の定めをした場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物に属する品種の種苗を用いる場合は、適用しない。

4 育成者権者、専用利用権者若しくは通常利用権者の行為又は第一項各号に掲げる行為により登録品種等の種苗、収穫物又は加工品が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗、収穫物又は加工品の利用には及ばない。ただし、当該登録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為については、この限りでない。

次は改定案。

- 一 （削除）
- 二 （削除）
- 三 （削除）
- 四 （削除）
- 五 （削除）

2 育成者権者、専用利用権者若しくは通常利用権者の行為又は前項各号に掲げる行為により登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種（以下「登録品種等」と総称する。）の種苗、収穫物又は加工品が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗、収穫物又は加工品の利用には及ばない。ただし、当該登録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する行為については、この限りでない。

実はこの二十一条2の改定が最も論議を呼んでいるところです。現行法では、農家が登録品種である「種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経

営において更に種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品には及ばない。」と明確に規定しているものを、抹消してしまっているのです。

さて、ここで現在の農業従事者（農家）が置かれている状況についてご紹介しておく必要があるでしょう。実は2018年3月末で種子法という法律が失効しました。種子法は第二次世界大戦後の食糧不足の中で崩壊した種子生産体制を立て直すために1952年に制定されました。この法律が農業にとって重要だったのは、地方自治体が種子を安定的に農家に供給する体制を保障するものだったからです。一般に穀物の場合、農家は作付時には種を農協などから購入して栽培を始めます。筆者も農家の出身なので毎年経験してきましたが、米作の場合農協から種もみを仕入れ、お風呂のお湯で発芽の準備をさせて苗床に撒き、発芽ののち一定の大きさに育てた苗を水田に移植する（田植えする）という手順で栽培をしてきました。基本的に農家が翌年の種もみを自家栽培用に確保しておくということはしません。その理由について田中義則氏は「野菜に比べ穀物は、作物一個体で増える種子の数が少ない、つまり種子の増殖率が低い」ことにあると説明されています³。さらにその土地の気候や風土に適した品種改良には多大な時間と労力がかかることから、「地方の農家が栽培できる公共財である」種子を地方公共団体の事業として行う事の重要性も指定されています⁴。種子法の廃止は農家が安全で優良な種子を安定して手に入れることのできる環境を破壊してしまったのです。

そして今回の種苗法の改定です。こちらは穀物とは違って主に野菜・果物・園芸植物などの栽培品種にかかるものですが、穀物とは異なり農家が自家増殖できる植物が対象となっています。趣味でイチゴなどを栽培されている方なら経験をお持ちかもしれませんが、イチゴはランナーと呼ばれる茎が新しい株を作り増えていきます。筆者も毎年ベランダで作ったイチゴを賞味しておりますが、最初是一株だったイチゴが三年目の今年には五株に増えました。実は農家でも毎年弱っていく古い株に替えて、こうした新しい元気な株を栽培して収穫するということを繰り返してきました。実はこの行為を禁止して、毎年新しい苗を購入しなくてはならない状況に追い込んでしまうのが今回の種苗法の目的なのではないか。そうした批判がなされているのです。

一方で、評価の高い新品種（例えばイチゴの「あまおう」やブドウの「シャ

³ 田中義則「種子法が果たしてきた役割と廃止後の課題」。『種子法廃止と北海道の食と農』、寿郎社、2018年、札幌、56頁

⁴ 田中、前掲書、70頁

インマスカット」など）の苗が海外に流出して、栽培農家にとって不利益になっているのではないか、この改定は農家の利益を守るために必要なものなのだという主張もされています⁵。

まさに栽培農家の権利か育成者の権利かという今日の資本主義社会に特有の権利争いを体現するような論争となっているわけです。そしてそこには、当然のことながら、唯物論的社会契約の観点である社会（国）と農業従事者の間の契約履行に資するか否かという観点は欠如しているわけです。この観点から見ると今回の種苗法の改定はどう評価するべきでしょうか。

結論から言うところの改定は改悪以外の何物でもありません。以下に理由を述べます。

1. そもそも生み出される新しい品種は公共財として扱われるべきです。

社会（国）が農業分野に期待するのは、「国民に安全で良質な農産物を安定的に供給すること」です。従ってより優れた品種はそれを栽培しようとする農家に自由に栽培してもらうことが必要で、この改悪はそれを妨げるものとして非難されるべきです。

2. 育成者に対する報奨と育成者の権利は別のものである。

大げさな表現かもしれませんが、新しい品種を開発することは国家的な貢献であり、それを成し遂げた育成者は大いに報奨されるべきです。しかし同時にそれを特別な権利として利潤を追求する材料とすることは許容されません。ましてや今回の改定では、育成者権はそれを成し遂げた労働者個人ではなく、その属する企業にあるとされるわけで、これは論外です。

3. 品種改良を自然の法則から考える。

品種改良は、異なる特性を持つ品種の掛けあわせを繰り返すことで実現します。それは自然環境の中でも起こることを、人為的に加速させているということです。それを効率的に進めるには多くの組み合わせを試すことと、生まれてきた掛けあわせを評価することの二つの行為につきます。そのためには広い土地と数世代にわたる時間と多くの労働が必要で、個人の手には余る作業だと言えます。本来ならば公共機関の仕事として取り組むべきものです。

しかし同時に多数の農家が栽培する中で、偶然に新しい品種が見出されることもあり得ます⁶。自家増殖栽培を禁じることはその可能性も損なう事であり、社会的に見れば機会の損失につながります。

以上の理由から今回の種苗法の改定は改悪と断定できるでしょう。

⁵ 例えば、山口亮子「種苗法改正は改悪か、農家と消費者の視点から考える」、AmartAgri, <https://smartagri-jp.com/agriculture/1406>

⁶ 例えば二十世紀梨が「ゴミ捨て場に生えていた小さな梨の木」だったという逸話があるだろう。

本文中で触れた「種子法」の失効は、農産物の安定的な供給にとって大きな障害となることが予測されていますし、今回の「種苗法」の改悪もそれに輪をかけて大きな障害となりうるでしょう。農産物の生産を担う農家への負担しわ寄せは、国民へ安全な食の安定的供給という経済の根幹部分を脅かす事態を生じかねません。特にモンサントなどの遺伝子組み換え種子などが入り込みやすくなってくること、栽培品種が企業の製品に絞られて多様性が欠如し、気候変動が進む中での育成障害などに対応しかねる事態が到来しかねないなど、国民にとっても不安な材料しか出てきません。

政府の農政の根本的な転換が必要です。政府はこういう企業の権利を拡大するような愚策を取るのではなく、農家の所得をきちんと保障する施策を実現するよう努力するべきです。

今回の種苗法改訂に関する評価は、やはり「権利」を基礎に物事を考えると科学的な判断を損なうという典型的な事例であったと思います。

●=====●

★===== [コラム] =====★

長くなったのでお休みします。

★=====★

次回の発行は1月1日を予定しております。